

令和 6 年 度

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

(知的障害者生活介護 ・ 知的障害者施設入所支援)

事業計画書

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

(事業内容：生活介護・施設入所支援)

822-0007 福岡県直方市大字下境字鬼ヶ坂 3 3 6 - 1 1

TEL 0 9 4 9 - 2 4 - 6 6 2 2

FAX 0 9 4 9 - 2 4 - 8 3 3 3

令和6年度 鷹取学園における事業計画

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

【事業内容】

(目的)

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の第1種社会福祉事業を行う。

社会福祉法人 福智の里 経営内容

指定障害者支援施設 鷹取学園

- | | | |
|------------|--------|-------------|
| (1) 生活介護 | 定員 76名 | (利用者—知的障害者) |
| (2) 施設入所支援 | 定員 76名 | (利用者—知的障害者) |

1、はじめに

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、建物の崩壊・火災・津波等により多くの方々が犠牲となり、中には私たちと同じ、障害者支援施設や事業所、また被災されたご自宅で避難生活をされている障害者の方もおられます。決して他人事ではなく、私たちも災害の準備を継続して行っていく必要があります。被災された方々にお見舞いを申し上げます。

昨年5月8日より新型コロナウイルスが「第5類感染症」になり、感染症対策において規制緩和がなされました。国内で令和2年1月頃より新型コロナウイルス感染者が確認され、鷹取学園では令和4年3月に厨房職員3名感染、1回目のクラスターでの感染者が利用者51名・職員16名（R4年9月30日（金）～10月22日（土））、2回目のクラスターの感染者は利用者16名・職員13名（12月27日（火）～R5年1月9日（月））しました。その後、3回目はR5年7月7日（日）～23日（日）利用者26名（男性利用者のみ）・職員3名感染し、クラスターとなりました。3回目の利用者の状態については、1回目・2回目と比べて症状が弱くなったように感じられましたが、糖尿病を患っていた利用者が感染した後に容態が急変し逝去に至る事がありました。これまで重症化する可能性のある利用者は事前に入院するように対応してきましたが、逝去という事で予想外の状態が生じてしまい残念でなりません。嘉穂鞍手保健福祉環境事務所（保健所）及び魚住内科の指示・処置のもと、対応を行ってきましたが、利用者に対応する実際の現場はマニュアル通りに行くことばかりでなく、その場その場で対応していかなければならない事が多くありました。また、職員の感染者も発生し、少ない人数の中で日勤・夜勤の業務を調整しながら進めてきました。現場の職員はその都度、利用者の対応をしっかりと行ってくれたと思います。県内及び筑豊地区内におきまして、同じような時期に障害者支援施設・事業所でも何ヶ所かクラスターが発生していたとの事もあります。「第5類感染症」後も感染対策の緩和がなされ、人の流れが増えてきたこともあり、新型コロナウイルスのみならず、インフルエンザやその他の感染者が増加するなど継続した対策が必要でした。7月下旬より利用者の帰省を1泊2日上限（2週間おき）とし、12月に入ってから2泊3日上限の帰省と延ばしていき、利用者も自宅でご家族と過ごす日・時間を増やしていきました。コロナ禍の4年間、ご家族の状況も変わり、利用者が保護者と会う機会が増えてきた事で当たり前の日常生活の重要性を感じる事になりました。保護者の皆様には本当にご協力・ご支援いただいたと思っております。また、役員の方々を始め、関係者の皆様には鷹取学園を支えていただき、大変感謝しております。令和6年

度はできるかぎり生活や行事をコロナ禍前の状態に戻すことができるようにし、利用者の生活を充実していきながら施設運営を行ってまいりたいと思います。

さて、鷹取学園は令和6年度で44年目に入ります。平成21年4月より新体系に移行し、日中活動は「生活介護事業」、生活は「施設入所支援事業」というサービス体系に変わり15年目を迎えることとなります。

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」の年度に当たり、障害サービス全体としての改定事項として、①「現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ」、②「強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価」、③「感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）」、④「障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し」等でありました。施設入所支援の改定事項として、①「施設のすべての入所者へ地域移行の意向の確認し、地域活動への評価」、②「施設における10人規模の利用定員設定」、③「施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設」、④「グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価」等が挙げられています。昨年からの賃金の向上に伴い、社会福祉労働者（現場職員のみ）の賃金向上の加算であったこれまでの「処遇改善手当」「特定処遇改善手当」と「ベースアップ加算」の一本化、物価高騰を踏まえた補足給付基準額の見直し、より支援を要する強度行動障害者の障害者支援に対する加算、感染症対策や虐待防止対策及び身体拘束対策措置による減算等になります。一方で、国が推進する「地域移行」をより具体的に行う加算があげられ、施設入所の利用者数を減らすよう進める改定となっています。国の施設入所者を減らす流れは、平成26年（2014年）に日本が批准した「障害者権利条約」によるものが大きく影響しています。特に令和4年（2022年）にスイスにおいて日本の対面審査が行われました。「障害者権利条約」第19条の「施設から地域に出て自立した生活を送る」ことを定めた条文で権利委員会より「障害児を含む障害者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていない」ことから「脱施設化」を求められ、こういった諸外国の障害者福祉の流れの中での施設入所者数を減らす方向に進められています。しかし、鷹取学園では令和5年度に月3～5件の入所希望の依頼が入ってきており、入所施設の需要はこれまで以上に高くなっているように思われます。特別支援学校 高等部在学中（卒業前）に入所を希望される方が多くおられます。特に特別支援学校の高等部の学生さんの入所希望として、先生や親御さんからの入所依頼の声が多くあります。重度の障害の生徒さんは入所施設・グループホームも受け入れる所が限られてきます。鷹取学園では意思表示があまりできない生徒さんに対しても無理に入所させるような事はせず、本人の意思を何らかの方法で確認するようにしています。いまは先生や親御さんの入所への思いが強いケースが往々にしてありますが、鷹取学園は本人の意思を必ず確認します。これから長年、生活・作業を行いますので、意に沿わない環境で過ごしていくことはさせないようにしています。また、通所の事業所に通っている軽度の障害者の方が高齢化による心身の衰えに伴い、入所希望をされるケースもあっており、国の意向とは異なる状況になっております。そういった中、現在のグループホームは介護サービス包括型、日中支援型、サテライト型など種類が増えてきております。鷹取学園の利用者が地域の中でどれだけ生活できるかという体験も必要ではあります。そして地域の方に理解してもらう事も必要だと思いますので、入所施設の存在意義を訴えつつ、先々グループホームの併設等も選択肢として考えていきたいと思っています。

ア) 支援員・その他職員の採用について

令和5年年末から、産休・育休が発生し、退職も含め、女性職員が不足してきている状態です。職員の人手不足については、福祉業界に限らずほぼ全業種において同様の課題となっております。また他業種に比べ平均的な給与水準が低い福祉業界において、令和4年度中盤から岸田政権が打ち出した福祉・医療従事者の賃金向上についてのベースアップ加算が始ま

りました。令和6年度も物価高騰に加え賃金向上の流れもあり、報酬改定で基本報酬に盛り込まれるとの事です。少しでも賃金が高くなることで人手不足を防ぐようになればと考えます。求人媒体として、①ハローワーク（正職支援員・パート支援員・障害者雇用（調理補助））、②マイナビ関係（大卒・短大卒生）・③リクルート関係（中途）、④ジンジブ（高校卒生）、⑤パコラ等（転職等）を活用してきて、採用に繋げることができればと考えています。令和5年度は女性支援員が1名、男性職員が3名（男性1名が新卒・男性2名・女性1名が中途採用）採用できましたが、女性支援員4名が産休・育休になり、また女性支援員2名が年度途中での退職となりました。男性支援員は確保できていますが、女性支援員が不足している状態です。新卒・転職等、業者によって求人対象を替えるなどの対策を図っていきたいと思います。特に新卒者の採用が年々厳しくなっております。令和7年度の採用にはなりますが、マイナビ就職フェアでは新卒者が鷹取学園のブース（面談の席）に ①R5年12/23（土）12名（北九州市小倉北区 国際会議場）、②R6年2/6（火）8名（同上）、③3/3（日）5名（北九州市小倉北区 西日本総合展示場）、④3/6（水）12名（福岡市中央区 アクロス福岡）が足を運んでくれました。一般企業に加え、④は福祉・介護業界の就職フェアでした。①②③の一般企業の中での就職フェアに参加することで、他業界と差別化していき、障害者福祉の仕事のやりがいアピールできると考え参加しました。他業種は人事部の方が参加されているため、学生を引き付ける展示、説明を行っていますので、同じ会場で説明を聞くだけでも大変参考になります。コロナ禍の影響で昨年度までは学生が少なく、就職フェアでも学生生活が制限されている影響で活気に欠ける学生が多く見られていましたが、今回のフェアから来場する学生に活気が見られるようになったように感じられます。また、これまで短大・専門学卒・四大卒の学生を対象に求人を行ってきましたが、令和5年度から高校卒業の学生の求人サイトである「ジンジブ」という業者へ依頼しております。継続して求人を行っていき、採用後の教育内容も今まで以上に考えていかなければなりません。現在、就職情報サイトの会社が急増し、鷹取学園に1日2～4社から依頼の電話がっております。中には無料掲載の会社もありますが、多くの会社に依頼してもこちらの対応ができなくなりますので、これまで取引のある就職情報サイトの会社に依頼していきます。私たちの仕事は利用者と接する仕事ですので、鷹取学園に直接足を運んでもらい、利用者の状況を目にして、職場の雰囲気を感じ取れるように、まずは見学会を行っていき、そして鷹取学園の方針・思いをしっかりと理解してもらってから採用試験に繋がりたいと考えています。人材確保、そして教育が一番大切な事であるため、予算立ても含めて力を入れていきたいと思います。

また、調理員も結婚等での退職が出ています。生活していく利用者にとって食事は重要であり、鷹取学園設立当初から最も重要視している部分でありますので、調理員の確保も早急に取り掛かっていきたいと思います。障害者雇用については、受け入れの思いはありましたが、雇用したことはありませんでした。一般求人の中で障害者の方が応募されたこともありましたが、採用には至りませんでした。ハローワークの方が毎年のように障害者雇用の基準を満たすように訪問されてきましたが、障害者雇用の考え方が一般職員の小さな仕事を集めて障害者の方への仕事として提供するような提案でしたので納得できないままこれまで雇用できていませんでした。R5年度途中から調理補助として障害者雇用の求人を行い、補助機関の方の立ち合いのもと現在まで3名ほどの見学がありましたが、実際内定までには至っていません。令和5年10月にハローワーク主催の「筑豊地域障がい者雇用サポート交流会」に参加し、障がい者就業・生活支援センターなど関係機関との情報交換を行い、障害者雇用を行ってきた病院や施設・企業の事例を聞く事ができ大変参考になりました。こちらとしても障害者雇用は初めてですので、関係機関の協力を得ながら障害者の方が納得いくような雇用を行っていきたいと思います。

イ) 鷹取学園の利用者について

鷹取学園の利用者について、令和2～4年度まで男性利用者2名、女性利用者4名が逝去、ま

た1名の男性利用者が病院へ移り、1名の女性利用者が高齢者施設へ移りました。令和5年度は糖尿病を患い、B型肝炎に感染していた男性のAさん（62歳）が新型コロナウイルスに感染した後、容態が急変し救急搬送しましたが、搬送先の病院で逝去しました。Aさんは新型コロナウイルスには今回で2回目の感染で、1回目感染した際は特に悪化することはありませんでしたが、今回の感染では食欲もなくなり、状態が悪化し逝去に至りました。Drの話では糖尿病を患っているなど持病を持っている人は容態が急変することがあるとの説明がありましたので、持病がある利用者については今後特に注意を図っていきたいと思います。

また女性のBさん（84歳）はH25年にS状結腸癌・転移性肝腫瘍手術、R2年に腹壁癒痕ヘルニア手術、その後も誤嚥性肺炎での入院・手術を行い、その都度乗り越えてきました。年々体力的な衰えが目立ち、嚥下（えんげ：食べ物を飲み込む行為）する力が弱くなっていた所、刻んでいた団子を喉に詰め、救急搬送し搬送先の病院で息を引き取りました。Bさんだけでなく、重度の知的障害者の方はそしゃく（食べ物を噛む行為）が意識できず、支援が厳しい面があります。加えて、食べ物を口に入れ、飲み込みきっていない状態でも口に食べ物を入れることが何度もあります。作業療法士の先生から習った「嚥下体操」を実施していますが、「噛む」「飲み込む」という行為は実際食べる時の利用者の意識によりますので、その都度支援員が調整している状態です。また今回食べ物が喉に詰まった事については、事前に細かく刻んでいたり、詰まった後も人工呼吸等も適切に対応しましたが、その時勤務していた職員の精神的な負担は大きなものでした。現場の支援員が責任を強く感じていた事について、管理者側としても対策が必要だと感じました。Aさん、Bさんについては、鷹取学園設立以来生活を共にしてきた人たちでした。特に今回逝去した2名については、持病を患っていたり、高齢だった利用者でリスクが高い状態でしたので、これまで以上にその対策が重要になっているかと感じています。鷹取学園の利用者は現員69名/定員76名（令和6年3月8日現在です）。

入所について、令和5年度の入所者はいませんでした。ただ入所希望は月3～5件ほどはあり、特に特別支援学校 高等部の卒業生及び在校生の生徒さんで先生・親御さんを含め、見学依頼が多数ありました。背景には重度の障害児・者を受け入れる入所施設・事業所が減少している事が背景にあると思います。その理由の一つは、虐待防止法があるのではないかと考えます。虐待防止法により、虐待通報が増え、その報道がなされ、現場での支援が制限されてきたこともあり、リスクを伴う障害児者の人を受け入れなくなっていると思います。行動障害を伴うような障害児・者など高い支援が必要な人たちこそ救わなければならないのですが、支援側のリスクが高くなって来たことで、そういった支援を要する人たちを受け入れなくなり、救えなくなっている現状が見られだしています。もう一つの理由は、国・県・市町村の障害福祉計画での地域移行で入所施設の定員を減らしている現状があります。障害分野も人手不足が続いている事により対応できず、定員を減らしている入所施設が出てきています。これは国が進めている地域移行での定員削減ではありません。また入所者数が減っている理由も逝去によるものが多いという現状があり、入所施設が高齢化している一つの裏付けでもあります。国が推進している方向とは逆で鷹取学園では入所希望者が増加しているが現状です。しかし、令和6年度からの報酬改定では施設入所の報酬単価は下がります。需要がありながらも単価が下がり、運営に支障が出てくる状況になりかねません。「地域移行」は必要だと思いますが、地域移行を進める経過の中で入所施設の必要性は高いと考えます。特に在宅で生活されている障害者の方の中には、情緒的に不安定になり、生活が乱れている人がいると思います。そういった障害者の方の情緒的な安定を図り、生活を整える場所として入所施設は必要だと考えます。鷹取学園では令和6年3月上旬時点で69名/76名で、定員に至っていませんが、新しく入所される障害者の方たちが行動障害の人が多く、慣れるまで時間を要するため、園内の体制がある程度落ち着いてから新しい障害者の方を受け入れ、その体制がとれるまでしばらく時間を要します。園内の平均年齢が56歳となり、重度の知的障害者は通常より老化が早く、身体状況が低下している利用者が増えてきています。またここ数年ダウン症の方の認知症状の悪化が顕著にみられ、想定していたより早く老化が進んでおり、利用者によってはけいれん等の症状も見られだしていま

す。もともとてんかん発作症状のないダウン症の利用者が高齢となり、認知症状・けいれん症状に至ったという点については私たちも初めての経験であり、ここ数年でこれまでにない新しい課題が少しずつ出てきているのが現状です。

12年前から取り組んでいるリハビリテーションにおいても、今後比重が大きくなってきます。令和6年度は例年依頼していただいている作業療法士の先生お一人が前職を退職されるとのことで、週数回鷹取学園に来ていただけるようになりました。体力低下が著しい利用者の運動のサポートをこれまで以上に行っていけると思います。65歳を過ぎると障害サービスから介護保険の対象となりますが、現段階として入所している利用者については、本人または保護者が介護保険サービスへの移行を希望しない限り障害サービスとしての鷹取学園の入所を継続していくつもりです。鷹取学園は重度化や高齢化に対応するための機能を強化し、令和6年度事業内容を運営規定に基づいて下記のように計画、実施していきます。

2、令和6年度事業

(1) 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として日中において、入浴、排せつ及び食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上並びに維持のために行われる必要な援助。

対象 = 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上である者）

(2) 施設入所支援

指定障害者支援施設は、都道府県知事の指定を受けて、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行う。

施設入所支援の対象 = 次に該当する障害者

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者
- ② 入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの。

3、令和6年度事業計画

1) 行事に関して

創立44年目となる令和6年度は下記の主な行事内容で実施を予定しています。

- 〈1〉レクレーション大会 〈2〉夏祭り 〈3〉学園祭 〈4〉旅行 〈5〉クリスマス会
〈6〉その他

令和5年度の学園祭はコロナ禍前の状態に戻し、一般の方に来園してもらいました。4年

ぶりの学園祭で利用者・職員、また保護者の方にとっても大変意義深い行事となりました。旅行も門司港レトロ地区の日帰り旅行で、感染防止に伴い外部の方との接触を最小限度にして実施できたことで利用者も大変喜んでいました。令和6年度は感染対策を継続しながらも、保護者・外部の方々に来園していただく行事はコロナ禍前の状態に戻しながら実施できるようにしていきたいと考えています。

2) 建物等に関して

昭和56年の開所前に建てた全棟(①管理棟 ②男子居室棟 ③女子居室棟 ④浴室棟 ⑤作業棟)については、平成25年度に「耐震診断の業務委託」を実施し、平成26年の『最終報告』では『改修不要』の結果が出ました。(※昭和60年に増築した「重度棟」については対象外。) 鷹取学園は43年目を迎えます。平成27年度に浴室棟増改築、平成30年度はディズニーホーム(女性居室棟①)増改築、令和元年度はフラワーホーム(女性居室棟②)改造、令和2年度は作業棟増築、令和3年度は食堂棟増築、令和4年度は管理棟改造工事が終了し、計画した5年間の増改築工事がすべて完了しました。男性居室棟の個室化は終わっていませんので、数年後に予算確保ができ次第取りかかる予定です。ただし、既存の建物工事の塗装及び補修工事は下記の通り取りかかる予定にしています。

(1) 男性利用者居住棟(ホーム)外壁塗装工事について

女性利用者居住棟の増改築・食堂棟増築・管理棟改築を終えた箇所については塗装の必要はありませんが、その他の箇所の塗装工事が必要ですので令和6年度に行いたいと思います。塗装は建物の老朽化を防ぐ意味合いもありますので実施したいと思います。今後の男性利用者居住棟工事も見据えて無駄のないように行う予定です。

(2) 正門の電気錠修理について

防犯及び利用者の無断外出(事故等)防止に伴い、15年以上前から正門を手動から電気錠に加工しています。年2回のメンテナンスを行っていますが、R5年11月の旅行終了時に利用したバスが正門の柱に接触したことで柱が少し曲がり、戸の閉まりが悪くなりました。鉄製で錆もでて劣化してきておりますので、状況を見ながら修理していきたいと思ます。

3) 購入物品、修理品、その他に関して

(1) 自家発電装置(スプリンクラー)のバッテリー取替え・他メンテナンスについて

スプリンクラーの自家発電装置については、2ヶ月に1度の電気保安協会の点検で試運転での起動確認をしています。1月の点検時にバッテリー取替えやベルト交換等の指摘がありましたので令和6年度に実施したいと思います。令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、地震に伴う火災が発生し多くの犠牲者が出ました。天災に伴う災害については火災につながってきますので、スプリンクラーのメンテナンスは確実に行っていきたいと思ます。

(2) 陶芸班の真空土練機購入について

陶芸班の真空土練機は平成5年に購入し長年使用してきました。近年、中の粘土が詰まる事が多くなり令和5年度は3回ありました。その都度職員で修理しましたが、中の金属が腐食したりパッキンの経年劣化があり、中に空気が入り粘土が乾燥して詰まる状態でした。業者にも依頼し修理を行ってきましたが、修理費用が高くなってきましたので、新しく購入する予定です。陶器や磁器は窯で焼く際に粘土の中に空気が入っていると破裂してしまいます。そのため、陶器を形作る粘土作りの段階で空気を抜いておく必要がありますので、真空土練機は不可欠なものになります。特に陶芸作業はその分野において能力を発揮でき

る利用者が所属しておりますので、日中活動の充実を図る為にも重要となります。

〈3〉 広地用手押し草刈り機購入について

グラウンド及び園内の草刈りについては、以前は数名で4～5日くらいかけて草刈り機で行っていましたが、ここ数年はグラウンドや園内の広い場所については職員の親族より手押し草刈り機を借用していました。毎回軽トラックに積んで持ってきていましたので、令和6年度に購入したいと思います。平地だけでなく、斜面も刈る事が出来ますので有効利用できると思います。草刈り機を使用する際は利用者及び職員が近くにいない事を確認して使用するなど安全に使用するよう配慮していきます。

4) 維持管理、その他

〈1〉 館内のボイラーのメンテナンスについて

本館機械室の給湯ボイラーについて、1機は令和2年1月下旬、2機目はR5.3月上旬に取替えました。メンテナンスは年2回行うようにします。また令和3年度にボイラー室内のポンプの漏電、令和4年度に熱感知器の配線不具合が発生、令和5年度には老朽化した配管からお湯が吹き出る事がありましたので、定期的なメンテナンスを引き続き行っていきます。R3年度設置のチューリップハウス裏の自家発電装置（緊急時の調理室・食堂一部・チューリップハウス空調の電気確保）のメンテナンスは設置したばかりですので検討します。

5) 園内の環境整備

〈1〉 各ホームの修理・整頓

利用者の居住棟であるプロ野球ホーム（男性居住棟①）、サムライホーム（男性居住棟②）、ディズニーホーム（女性居住棟①）、フラワーホーム（女性居住棟②）において、特に女性利用者の居住棟は個室になり部屋数が増えましたので、日課の中で掃除時間を確保し、利用者の身辺自立と衛生面を保てるようにしていきます。行動障害を伴う利用者が居室の戸を破損させたり、壁紙を剥いで食べる行為等もあるので、その都度修理していくようにします。

〈2〉 全体掃除日・害虫駆除

月1回の「誕生会」の午後に「全体掃除日」を設け、各ホーム・食堂・チューリップハウス・生活実習棟など、普段行えない細かい所まで掃除を行い衛生管理に努めていきます。平成30年度から令和3年度までの増・改造築工事等の影響からか、蛇・ムカデが室内に入り込んだり、中庭に出没する事が続いているので、害虫駆除を年2回に増やし、駆除の時期も早めて利用者がケガをしないように対応します。

6) 学園周辺の環境整備に関する事

令和3年度の「食堂棟R3増築工事」に伴い、フラワーホーム・ディズニーホーム側の樹木は残しております。フラワーホーム玄関付近のみみじ周辺には職員が自主的には花苗を植えてくれるなど環境整備を行っています。学園周囲で樹木や花を植えている箇所については、学園祭前に業者に依頼し剪定を行ってまいります。夏・秋の園内・園周辺の草刈り、毛虫等の駆除については、草刈り機・噴霧器により学園職員で対応していきます。ここ数年、園外でイノシシ、ビニールハウス内でアナグマ・アライグマ等の小動物が出没し、直方市及び狩猟組合と連携して、利用者・職員の安全確保を考え、農園芸班・アロエ班の作品の確保を目的に駆除も行っていきたいと思っております。

7) その他継続懸案事項

〈1〉 男性利用者居住棟増改築工事計画に伴う

事務倉庫及び行事道具・防災用倉庫を含む軽作業棟建替え工事について
女性利用者の居住棟の増築及び改修工事（個室化）については、女性利用者の体力低下が男性利用者より先に進んだため、優先順位により女性利用者の居住棟を先に工事し、令和2年度に終わりました。軽作業棟の移設工事及び男性利用者の居住棟は予算確保が出来次第取り掛かる予定ですが、鷹取学園の利用者数や職員数を見据えながら定員を考えていかなければなりませんので、その事も含めて今後検討していきたいと思います。またショップ兼事務（書類）倉庫（平成6年度建設）も含め、各倉庫（①書類収納倉庫、②行事道具等収納倉庫、③防災倉庫）の移設も行います。

〈2〉 屋根防水改修工事について

以前から見られたフラワーホームの雨漏りについて、原因が特定できませんでしたが、令和5年度に業者に見てもらい部分改修工事を行いました。その際、全館の屋根の防水改修工事の見積もりも依頼したところ高額な金額でしたので、計画立てて工事が必要だと考えました。ただし、外壁塗装工事同様、屋根防水工事は建物の劣化を防ぐ工事になりますので、移設等の建て替えを含めて計画していくようにします。

8) 令和6年度職員研修計画

〈1〉 職員及び求人について

令和5年度は女性支援員を1名・男性支援員を3名（男性1名が新卒・男性2名・女性1名が中途採用）採用できましたが、12月末に体調不調等により女性支援員が2名退職しました。女性支援員の在籍数は一定数確保できていますが、育休が4名発生していますので女性支援員が不足しています。令和6年度は女性支援員の求人に入力していきます。一方、男性職員の人数は確保できていますが、平均年齢が高いため、将来的に男性職員の人員確保も必要になってきていますので、新卒者を含め、中途の支援員の求人など状況によって進めていきたいと思います。人手不足については、以前から課題としてあげてきましたが、運営する上で現在一番の課題と言えます。県内でも外国人労働者を取り入れている施設や事業所も増えてきております。鷹取学園は重度で行動障害を伴う障害者の方が多いので、外国人労働者にとって支援業務のハードルは高くなってくると思いますので、できるだけ日本人の雇用を考えていく予定にしています。これまでパート職員の採用につきましては、ある程度補充できている状況ではありますが、正職員が不足していますので一つの選択肢として考えていきたいと思います。職員研修等で職員のレベルアップも進めていきます。

〈2〉 令和6年度職員研修

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年度はオンライン研修会となり、令和3・4年度はハイブリッド研修会（一部研修会場に参加、それ以外はオンライン研修）、令和5年度に入り1年を通して対面研修が増えてきました。〈1〉で上げましたが、女性支援員が不足したことで研修自体はほとんど男性支援員の参加となりました。またここ数年オンライン研修という形となり、まともに研修といった状況ではありませんでしたので、対面研修に行った職員には研修報告を行う事で研修の内容を振り返り、説明する機会を設けました。特に障害サービスの制度について、現場の職員は理解できていない部分がありますので、鷹取学園で上がっている課題（行動障害・高齢化・入所施設等）については聞いておいて整理しておくことが大切だと思います。対面研修の場合は研修以外で他施設・事業所の職員の方と関わる機会が出来ますので、その点はオンラインと大きく違うメリットだと思います。令和5年度に私が支援施設部会

の全国大会（沖縄大会）に参加した所、ワールドカフェという形でテーマに沿って数名で話し合う能動的な形式でこれまでにない研修会がありました。その際、自分自身が気づいた事は入所施設の考え方に固まりすぎているという点でした。鷹取学園という障害者支援施設（入所施設）の支援に自信を持ちながらも、障害者の人生というものをいろいろな視点で考える事が出来るようにならなければなりません。そういった意味からすれば今回の研修会の意義は大きなものと思います。より専門性が必要になってくる部分もあり、一般的な見方も大切です。令和6年度は対面の研修が増えていきますので、職員の質的な向上を図っていきたいと考えます。「社会福祉主事資格認定通信課程」「強度行動障害支援者養成研修」、知的障害者福祉協会及び社会福祉協議会主催の全国大会・九州大会に参加し、知的障害者の中での課題を考えながら職員の質の向上を図っていきたいと思います。

研修内容

- 1) 福岡県社会福祉協議会主催による各種研修会
- 2) 全国社会福祉協議会主催による各種研修会
- 3) 全国知的障害者福祉協会主催による、各種研修会等
- 4) 福岡県知的障がい者福祉協会主催による、各種研修会等
- 5) 福祉関係機関より案内を受けた各種研修会のうちで、内容を検討し、当園に必要と思われる内容を取捨選択し参加
- 6) 異種開催の各種研修会並びに通信教育及び資格認定講習会等
- 7) 関係行政機関主催による研修会
- 8) 海外研修
国及び各福祉諸団体が主催する海外研修、その他知的障害者福祉の向上につながる内容の研修会
- 9) その他
例) 知的障害者福祉の向上につながる研修等
知的障害者の加齢化、高齢化に対して対応できる研修等

9) 職員の健康管理を含めた雇用管理（利用者含む）

職員の健康管理は、正職・パート職員を含めた全職員（支援員・看護師・事務職員・厨房職員）が対象となっており、健康診断を年1回実施しています。夜勤勤務の職員（支援員）は、別に年1回の法定健康診断を行います。年齢が35歳以上の職員については、成人病検診まで対象としています。安全衛生推進者に任命している看護師に職員の健康診断の結果を把握してもらい、再検査が必要な職員には検査後に報告してもらっています。再検査を行っていない職員については安全衛生推進者から確認をしてもらい、職員の健康管理を行っていきます。新型コロナウイルス感染については、R5年7月7日（日）～23日（日）の間で、利用者26名（男性利用者のみ）・職員3名が感染し、3回目のクラスター発生に至りました。今回は男性利用者の方のみで感染で終息することができ、感染力が弱くなったことや職員の状況判断が出来てきたことは大きかったと思います。1回目・2回目と比較して症状も軽減されたように思われましたが、糖尿病に罹患していた利用者が感染し、容態が急変したことで逝去し、コロナ感染の危険性も感じました。5月8日に新型コロナウイルスが2類から5類へ引き下げられましたが、鷹取学園では感染防止対策は継続して行いました。また令和6年に入り、1ヶ月ほど利用者の嘔吐・下痢症状が続きました。ただ、症状がみられた利用者は1～2日で症状が治まり、症状のある利用者は多い日も3名程度でした。保健所が来園し、食中毒の疑いはないとの事で、感染防止の細かな指示はありましたが、これまで鷹取学園が行ってきた対応と大きな違いはありませんでした。利用者の帰省については規制緩和以降1泊2日で行い、令和5年年末から2泊3日、2週間に1回という形にしました。

保護者によっては旅行等に行かれる方もおられますので、しばらくは制限を設けて実施するように考えています。感染対策用品については随時常備しておくようにします。新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザ、その他の感染症も流行っていますので、令和6年度も県内・市内等の感染状況も見ながら対応していきます。

10) 防災・防犯訓練

避難訓練については、県から監査の度に年間で火災訓練2回、地震訓練1回、風水害訓練1回実施するように指導があります。令和5年度は火災訓練2回（3月に実施予定）・地震訓練1回・風水害訓練1回（職員説明）を行いました。数年は利用者同士で助け合いながら避難できるように促してきた結果、ある程度自分たちで助け合って自主的な避難ができていました。しかし、期間が空くと忘れてできなくなっていましたので、定期的な訓練が必要だと感じました。今回東日本大震災で被災された障害者の方たちをもとに製作された「星に語りて」という映画を各職員に見てもらいました。内容は障害者や身体が衰えた高齢者の方たちは避難所では避難できず、ほとんど自宅で避難していたという話でした。実際の避難所では障害を持たない人たちが自分たちの生活だけで精一杯となり、障害者や身体が衰えた高齢者の方の事まで気がまわらず、冷たい言葉を発したりすることが増え、避難所において居場所がなくなって、自宅で過ごすようになるとの事でした。実話に基づいた映画であり、被災した障害者やその他の社会的な弱者と言われる方々の現実を職員一人一人が考えさせられる機会となりました。この件は私が見学した熊本県益城郡で被災された障害者施設でも同じ話があり、普段は障害者を支えてくれるような方も避難所生活が長くなれば自分たちの生活に余裕がなくなって、色々な弊害ができてくる事でした。そういった事を耳にすると福祉避難所の重要性を改めて考えさせられます。令和6年1月に能登半島地震が発生し、障害者支援施設の建物が壊れている中、生活しなければならない場面がテレビで放映されていました。利用者だけでなく職員も自宅にも帰れない状況で、少ない職員数の中で支援している状況は過酷なものでした。令和6年度は日頃の避難訓練、非常時の食事・生活用品の備蓄、建物のメンテナンス等、もう一度見直して準備を進めたいと思います。